



# 金 沢 市 公 報

号外第5号の9

令和2年(2020年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (緑と花の課) 6
○金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則 (環境政策課)	1	○金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( " ) 6
○金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (環境指導課)	2	○金沢市営住宅条例施行規則及び金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (市営住宅課) 7
○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する条例 (都市計画課)	2	○金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 (消防総務課) 10
○金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )	5	○金沢市消防団規則の一部を改正する規則 ( " ) 10
		○金沢市市民カードの交付等に関する規則を廃止する規則 (市 民 課) 11

## 規 則

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第37号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則(平成5年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項を次のように改める。

- 2 廃棄物カードには、10,000円を単位として入金(条例第33条第1項に規定する埋立場に搬入する一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に係る手数料をあらかじめ納付し、その額を電磁的方式により廃棄物カードに記録することをいう。)をするものとする。

第11条第4項中「を発行金額とする」を「が記録された」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第11条関係)

(表)

廃 棄 物 カ ー ド
発行年月日
No.

(裏)

(この欄には、廃棄物カードの取扱いについての注意事項を記載すること。)

## 附 則

- 1 この規則は、令和2年10月5日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定による廃棄物カード（以下「新カード」という。）の発行及び入金は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の同条の規定の例により行うことができる。この場合において、当該入金について交付する現金領収証書の様式は、金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第57条第1項の規定にかかわらず、同規則様式第32号とする。
- 3 当分の間、施行日前に改正前の第11条の規定により発行された廃棄物カード（残りの金額があるものに限る。）は、改正後の同条の規定にかかわらず、当該残りの金額に相当する額を記録した新カードと引き換えることができる。

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

## ●金沢市規則第38号

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年規則第38号）の一部を次のように改正する。  
第2条第4項を次のように改める。

- 4 条例第3条第2項第6号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第3条第1項の申請者が法人である場合には、その法人の定款及び登記事項証明書

(2) 条例第9条の2に規定する研修の受講に関する書類として市長が定めるもの

第3条中「環境局環境指導課」を「環境局環境政策課」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

(浄化槽管理士に対する研修)

第9条の2 条例第9条の2の規定により浄化槽保守点検業者がその営業所に置く浄化槽管理士に対して受けさせる研修は、市長が別に指定する研修とする。

- 2 前項の研修は、条例第2条第2項の有効期間ごとに1回以上受けさせるものとする。ただし、当該有効期間内に研修を受けさせることが困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

## ●金沢市規則第39号

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則(平成12年規則第95号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(まちづくり協定準備地区の公表)

第4条の2 条例第10条第4項の規定による申出は、まちづくり協定準備地区公表申出書(様式第1号)により行うものとする。

2 条例第10条第5項の規定による公表の期間は、公表の日から条例第11条第1項の規定により市長とまちづくりに関する協定(以下「まちづくり協定」という。)を締結する日までの間(その期間が1年を超える場合は、公表の日から1年を経過する日までの間)とする。

第5条中「条例第11条第1項の規定により市長とまちづくりに関する協定(以下「まちづくり協定」という。)」を「まちづくり協定」に、「様式第1号」を「様式第1号の2」に改める。

第12条第2項第4号イ及びウ中「第4号又は第5号」を「から第6号まで」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第1号の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。  
様式第1号(第4条の2関係)

まちづくり協定準備地区公表申出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

地区代表者 地区名  
住 所  
氏 名



金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第10条第4項の規定により、まちづくり協定準備地区として公表を希望するので申し出ます。

策定中のまちづくり計画の内容	まちづくり計画の名称	
	まちづくり計画の対象となる区域	
	まちづくり計画の対象となる区域の面積	ヘクタール
	まちづくりの目標	
	まちづくりの方針	
	その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	
まちづくり協定の締結希望時期		
住民等の合意形成の状況		

「面積が3,000㎡以上の土地 中高層の建築物の建築 様式第6号中 畜舎、葬儀場等 ペット霊園の新設等 住宅宿泊事業施設」	を	「面積が3,000㎡以上の土地 中高層の建築物の建築 畜舎、葬儀場等 ペット霊園の新設等 住宅宿泊事業施設 旅館・ホテル又は簡易宿所」	に改める。
---	---	--	-------

(金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則(平成12年規則第97号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(土地利用協定準備地区の公表)

第2条の2 条例第3条第4項の規定による申出は、土地利用協定準備地区公表申出書(様式第1号)により行うものとする。

2 条例第3条第5項の規定による公表の期間は、公表の日から条例第4条第1項の規定により市長と土地利用に関する協定(以下「土地利用協定」という。)を締結する日までの間(その期間が1年を超える場合は、公表の日から1年を経過する日までの間)とする。

第3条中「条例第4条第1項の規定により市長と土地利用に関する協定(以下「土地利用協定」という。)」を「土地利用協定」に、「様式第1号」を「様式第1号の2」に改める。

第10条第2項第4号イ及びウ中「、第4号又は第5号」を「から第6号まで」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第1号の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第1号 (第2条の2関係)

土地利用協定準備地区公表申出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

地区代表者 地区名  
住 所  
氏 名 ㊟

金沢市における土地利用の適正化に関する条例第3条第4項の規定により、土地利用協定準備地区として公表を希望するので申し上げます。

策定中の土地利用基準の内容	土 地 利 用 基 準 の 名 称	
	土地利用基準の対象となる区域	
	土地利用基準の対象となる区域の面積	ヘクタール
	土 地 利 用 の 目 標	
	土 地 利 用 の 方 針	
	その他土地利用の適正化を図るために必要な事項	
土 地 利 用 協 定 の 締 結 希 望 時 期		
住 民 等 の 合 意 形 成 の 状 況		

様式第6号中 「面積が1,500㎡以上の土地  
中高層の建築物の建築  
畜舎、葬儀場等  
ペット霊園の新設等  
住宅宿泊事業施設」 を 「面積が1,500㎡以上の土地  
中高層の建築物の建築  
畜舎、葬儀場等  
ペット霊園の新設等  
住宅宿泊事業施設  
旅館・ホテル又は簡易宿所」 に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則第12条第2項第4号及び様式第6号の改正規定並びに第2条中金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則第10条第2項第4号及び様式第6号の改正規定は、同年7月1日から施行する。

金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第40号

金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例施行規則（平成19年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項中「第2条第1項第10号ただし書」を「第2条第1項第10号」に、「施設は、次に掲げるもの」を「割合は、3分の2」に改め、同項各号を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

別表第1中「100人」を「50人」に、「客室の収容人員に1平方メートルを乗じて得た面積（その面積が40平方メートル以下である場合は、40平方メートル）」を「40平方メートル」に、「101人」を「51人」に、「101平方メートル」を「50平方メートル」に改める。

別表第2玄関の項第1号中「入口の幅がおおむね1.8メートル未満であり、」を「入口が」に改め、同項第2号ただし書を削り、同項第3号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同表帳場の項第1号中「玄関から」を「宿泊客等を」に、「できるような客等が通過する」を「できる」に改め、同項第2号中「客等」を「宿泊客等」に、「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同表駐車場の項第1号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同表ロビー等の項第1号ただし書を削り、同表形態、意匠又は附属する広告物の項第2号中「0.6メートル」を「1.2メートル」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例施行規則の規定は、令和2年4月1日以後にホテル等の確認の申請がなされるホテル等の建築について適用し、同日前にホテル等の確認の申請がなされたホテル等の建築については、なお従前の例による。

金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第41号

金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市公園条例施行規則（昭和39年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「金沢市民野球場等指定管理者指定申出書」を「金沢市公園等指定管理者指定申出書」に改め、同条第2項第1号中「第3条の3」を「第14条」に、「金沢市民野球場等」を「指定管理公園等」に改める。

様式第20号中「金沢市民野球場等指定管理者指定申出書」を「金沢市公園等指定管理者指定申出書」に、「あて先」を「宛先」に、「施設」を「指定管理公園等」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第42号

金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成13年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（開発行為に係る計画の届出）

第1条の2 条例第10条第1項後段の規定による届出は、開発区域内緑化計画届出書（様式第1号）に、別表第1に掲げる図面等を添付して行うものとする。

第2条中「様式第1号」を「様式第1号の2」に改める。

第3条中「別表」を「別表第2」に改める。

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1 (第1条の2関係)

図面等の種類	明 示 す べ き 事 項
位置図	方位、開発区域の形状及び開発区域の周辺の公園の位置を記載した付近見取図
現況図	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第16条第4項の表に規定する現況図に明示すべき事項
土地利用計画図	都市計画法施行規則第16条第4項の表に規定する土地利用計画図に明示すべき事項
造成計画平面図	都市計画法施行規則第16条第4項の表に規定する造成計画平面図に明示すべき事項

様式第1号を様式第1号の2とし、別表第2の次に次の1様式を加える。

様式第1号 (第1条の2関係)

開発区域内緑化計画届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住所

氏名

印

〔届出者本人が署名する場合は、  
押印を省略できます。〕

金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称	
	開 発 区 域 の 面 積	
	予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	
	工 事 完 了 予 定 年 月 日	
緑 化 の 目 標		
緑 化 の 内 容		

備考 届出者の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

金沢市営住宅条例施行規則及び金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第43号

金沢市営住宅条例施行規則及び金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則  
 (金沢市営住宅条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市営住宅条例施行規則(平成9年規則第74号)の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

(軽微な修繕費用の負担)

第15条の2 条例第22条第1項に規定する市長が定める費用は、畳の修繕、障子又はふすまの紙の張り替えその他の軽微な修繕に要する費用(以下「軽微な修繕費用」という。)とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、軽微な修繕費用の全部又は一部を本市の負担とすることができる。

様式第4号(表)中

- 「 入居の決定を受けた市営住宅の使用については、金沢市営住宅条例、金沢市営住宅条例施行規則及び裏面記載の事項を遵守するとともに、市の指示に従います。 」を
- 「 入居の決定を受けた市営住宅の使用については、金沢市営住宅条例、金沢市営住宅条例施行規則及び裏面記載の事項を遵守するとともに、市の指示に従います。  
 また、住宅を明け渡す際には原状回復をするとともに畳の修繕、障子又はふすまの紙の張り替えをしまにすが、家財その他の物件を残置した場合は、当該物件を市で処分するものとし、その費用は私が負担することに同意します。 」

改め、同様式(裏)中

連 帯 保 証 人	フリガナ 氏 名	Ⓜ	電話番号
	住 所		
	入居者との続柄		
	勤 務 先	電話番号	
連 帯 保 証 人	フリガナ 氏 名	Ⓜ	電話番号
	住 所		
	入居者との続柄		
	勤 務 先	電話番号	

を



連 帯 保 証 人	フリガナ 氏 名	Ⓜ	電話番号
	住 所		
	入居者との続柄		
	勤 務 先	電話番号	
	極 度 額	入居時の家賃の12か月分に相当する金額	
連 帯 保 証 人	フリガナ 氏 名	Ⓜ	電話番号
	住 所		
	入居者との続柄		
	勤 務 先	電話番号	
	極 度 額	入居時の家賃の12か月分に相当する金額	

に

改める。

(金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成14年規則第64号)の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

(軽微な修繕費用の負担)

第18条の2 条例第24条第1項に規定する市長が定める費用は、畳の修繕、障子又はふすまの紙の張り替えその他の軽微な修繕に要する費用(以下「軽微な修繕費用」という。)とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、軽微な修繕費用の全部又は一部を本市の負担とすることができる。

様式第3号中

「入居の決定を受けた特定公共賃貸住宅の使用については、金沢市特定公共賃貸住宅条例、金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則及び下記の事項を遵守するとともに、市の指示に従います。」

「入居の決定を受けた特定公共賃貸住宅の使用については、金沢市特定公共賃貸住宅条例、金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則及び下記の事項を遵守するとともに、市の指示に従います。

また、住宅を明け渡す際には原状回復をするとともに畳の修繕、障子又はふすまの紙の張り替えをしますが、家財その他の物件を残置した場合は、当該物件を市で処分するものとし、その費用は私が負担することに同意します。」

「あて先」を「宛先」に、

「  
連帯保証人 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ Ⓜ  
勤務先 \_\_\_\_\_  
入居者との続柄 \_\_\_\_\_  
  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ Ⓜ  
勤務先 \_\_\_\_\_  
入居者との続柄 \_\_\_\_\_  
」

を

「 連帯保証人 住所  
 氏名 ㊟  
 勤務先  
 入居者との続柄  
 極度額 入居時の家賃の12か月分に相当する金額  
 住所  
 氏名 ㊟  
 勤務先  
 入居者との続柄  
 極度額 入居時の家賃の12か月分に相当する金額 」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第44号

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成8年規則第77号）の一部を次のように改正する。

第6条の表常時介護を要する状態の項中「165,150円」を「166,950円」に、「70,790円」を「72,990円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「82,580円」を「83,480円」に、「35,400円」を「36,500円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、令和2年4月1日以後の介護を受けている期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の介護を受けていた期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第45号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則（平成3年規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2 金沢市第一消防団の表中 

1	2	7	16
---	---	---	----

 を  

2	2	13	23
---	---	----	----

 に、

21	64	330	461
----	----	-----	-----

 を  

22	64	336	468
----	----	-----	-----

 に改め、別表第2 金沢市第二消防団の表中  

1	2	7	16
---	---	---	----

 を 

2	2	13	23
---	---	----	----

 に、  

22	74	387	531
----	----	-----	-----

 を 

23	74	393	538
----	----	-----	-----

 に改め、  
別表第2 金沢市第三消防団の表中 

1	2	7	15
---	---	---	----

 を  

2	2	8	17
---	---	---	----

 に、

9	31	179	240
---	----	-----	-----

 を

10	31	180	242
----	----	-----	-----

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

---

金沢市市民カードの交付等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第46号

金沢市市民カードの交付等に関する規則を廃止する規則

金沢市市民カードの交付等に関する規則（平成8年規則第90号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年12月31日から施行する。

令和2年(2020年)3月31日 印刷  
令和2年(2020年)3月31日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄